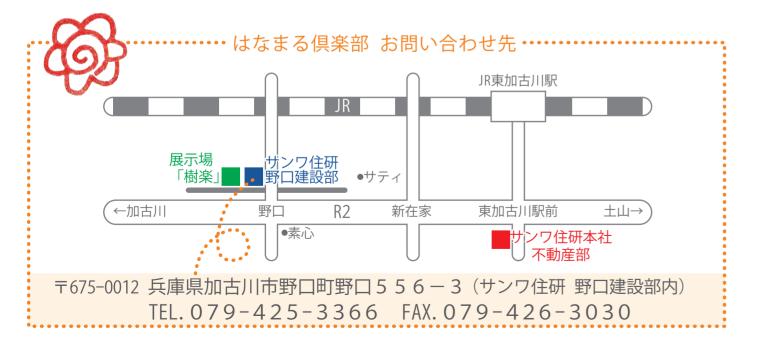
あなたの住まいのパートナー 💣 **舞 サココ住研**

はなまる倶楽部社員日記

「物置から」

- 久しぶりに自宅の物置を整理していた時、隅に仕舞い込まれていたダンボール 箱を見つけました。箱のふたを開けて中から出て来た物は、私の子供達が小さかった頃に買ってあげた絵本と童話の本でした。
- 一冊一冊、陰干しして本を開いて読み返しているうちに、今はもう忘れかけてい た当時のことを少しずつ思い出してきました。
 - すべての絵本、童話の本を読んではいませんが大事に保管していると、これらの 本は、孫にも使えそうな気がします。すべてを今のうちに読んでおいて今度は孫 にも読んでやろうと思っています。
 - 昨今、本がゴミステーションに無造作に出されているのを見ると、本の大切さを 無くしている様に思えてなりません。ですが、ダンボールの中で眠ってしまった 本でも同じことですね。
 - 一度、物置の片隅に置かれている本、玩具などを出して昔のことを思い出されてみてはどうでしょうか。
 - 子供との会話が弾むかもしれませんね。

森本 文雄



第6号表紙の「はなまる」文字は、加古川市野口町の近石 理詠ちゃん(7さい)の作品でした。皆さんも、どしどしご応募ください! 順次採用させて頂きます。 採用者には、すてきなプレゼントをさしあげます。



親子でチャレンジ! ~見て楽しい新感覚の脳力トレーニング~

20~1まで逆順に数えたり、偶数と奇数を別々に数えたりして何回か繰り返すことも効果的です。

「数えて鍛える瞬眼力」より抜粋

お掃除マル秘テクニック ⑥ 【窓まわりのお掃除】

新聞紙を使って窓を磨けば、ピカ☆ピカに!

汚れて見通しの悪い窓ガラスって、見るたびにいやな気 分になってしまいますよね。

そんなときは古い新聞紙が役立ちます。丸めた新聞紙を 水につけ、軽く絞ってガラスの汚れを拭き取ります。 あとは乾いた新聞紙でから拭きすれば、窓ガラスはピッ カピカ。

新聞のインクがガラスのツヤを引き出して、汚れをつき にくくしてくれます。

ガラス拭き ぬれた新聞紙で拭い たあと乾いた新聞紙 でから拭きするとピ



手の届かないところは新聞紙にタオルを巻いて

簡単に作れる窓拭き用具を紹介します。用意するのは、 多めの古新聞とタオルで、新聞を固めに丸めて上から タオルを巻きつければ完成です。高い位置にある窓や、 裏側の拭きにくい小窓など、手が届かずにあきらめて いた場所の汚れでも、これさえあれば隅々まできれい に落とせます。



新聞紙を丸めてタオルを 巻きつけるだけ。高窓や 拭きにくい窓が、ラクに 磨ける便利グッズ。家庭 にあるものでかんたんに つくれるのがうれしい。

「新装版 おばあちゃんの知恵袋」より抜粋

5分間簡単クッキング ⑥

白菜のホットサラダ



材料(4人分)	
白菜	1/4株
にんじん	1/2本
しめじ	1パック
塩	少々
/だし	大さじ4
しょうゆ	大さじ2
a 酢	大さじ2
砂糖	大さじ1
√赤唐辛子(種を取る)1本

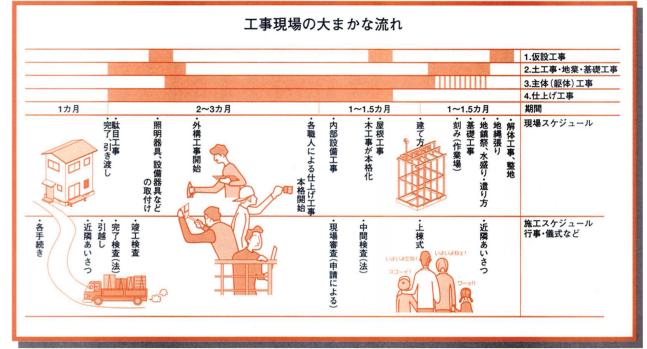
作り方

- 1 白菜はひと口大のそぎ切り、にんじんは細切りにし、しめじは石づきを切り落とし て小房に分ける。
- 2 塩を加えた熱湯で白菜、にんじん、しめじの順に加えてほどよくゆで、水気を絞る。
- 3 ゆで野菜を器に盛りつけ、熱いうちに (a)をよく混ぜて回しかける。

「野菜でパパッとおつな味」より抜粋

工事現場の流れ ① 【家づくりのスケジュール】

工事の前後にも届出や引越しなど建て主の雑用はたくさんあります。工事現場の 大まかな流れを知って家づくり全体のスケジュールを組むとよいでしょう。 建替えは新築と異なり仮住まいを探したり、引越しや手続きなどが2回ある事を 知っておきましょう。



「世界で一番やさしい家づくりガイド」より抜粋

不動産取引にかかわる民法(権利関係) 【制限行為能力者制度】

世の中には、一般の人に比べて契約に対する判断能力が劣る人がいます。 そんな人が自分に不利な契約をした場合、どう保護すればいいだろうか? 民法の規定によると、制限行為能力者には、次のように「4類型」があります。

制限行為能力者	能力(原則と例外)
未成年者	原則:法定代理人(親権者)の同意が必要 →同意なく行った行為は、取消し可 例外:単独ですることができる行為の例→取消し不可 ①処分を許された財産の処分行為 ②法定代理人に特定の営業を許可された場合の、その営業上の行為
成年被 後見人	原則:取消し可 例外:日用品の購入その他日常生活に関する行為→取消し不可 (日常生活に関する行為以外の法律行為については、保護者(成年後 見人)が代理して行う)
被保佐人	原則:単独で有効な法律行為ができる(=同意不要) 例外:一定の財産上重要な行為(民法13条列挙行為※)をする場合 →保佐人の同意が必要
被補助人	原則:単独で有効な法律行為ができる(=同意不要) 例外:家庭裁判所により特定された行為 →補助人の同意が必要 ※同意が必要な行為は、13条列挙行為中から特定される。

※13条列挙行為の例

①借金をする ②保証人となる ③不動産(その他重要な財産)の売買をする ④相続の承認・放棄をする ⑤新築、改築、増築、大修繕の注文主となる ⑥5年を超える土地

の賃貸借、3年を超える建物の賃貸借の当事者となる 等

「マンガ宅建はじめの一歩」より抜粋